



**家族みんなで
熱中症予防！**

これからの季節、子どもを連れて外出する際に気を付けたいのが熱中症です。

炎天下の屋外はもちろん、屋内や日陰で過ごしていても知らず知らずのうちに汗をかいています。特に子どもは遊びなどに夢中になって、気が付くと脱水の状態になってしまうことがあります。

熱中症の予防には、水分補給が大切です。水分補給というと飲み物によるものばかりを考えがちですが、汗と一緒にビタミンやミネラルなどの栄養成分も体から失われているので、食事による水分補給も大切です。

夏野菜はビタミンや水分を多く含んでいるので、熱中症・夏バテ予防に適しています。家族みんなで夏野菜を食べて、夏を元気に過ごしましょう。

■受付場所

- ・児童福祉課(石橋庁舎1階)
- ・市民課国分寺窓口(国分寺庁舎1階)
- ・市民課南河内窓口(南河内図書館2階)

■手当の支給時期

支給月は6月・10月・2月で、それぞれ前月分までがまとめて支給されます。

各支給月の10日を支給日としていますが、その日が金融機関の休業日の場合は、直前の金融機関営業日となります。

平成25年度の支給予定日

- 6月10日(月)
- 2・3・4・5月分
- 10月10日(木)
- 6・7・8・9月分
- 2月10日(月)
- 10・11・12・1月分

——ご注意ください——

次の項目に該当する場合は、その都度手続きが必要です。

- ・養育している児童の数に増減があつたとき
- ・受給者が公務員になったとき
- ・児童と別居するとき
- ・振込口座を変更するとき
- ・(口座は請求者本人の名義に限りません。)
- ・結婚、離婚、死亡、退職等により、児童の養育者が変わるとき

※右記の手続きをしていないことにより、手当の支給ができなくなることや、該当される場合には、速やかに手続きをしてください。

■問い合わせ先

児童福祉課 ☎(52)1114

児童手当の現況届 6月中旬発送

平成25年5月31日現在、児童手当を受給していた方で、引き続き児童手当を受給するには、6月に更新の手続きとなる現況届の提出が必要となります。

対象の方には、6月中旬に現況届をお送りします。この届の提出がないと、6月以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

■届出に必要なもの

- ・印鑑
- ・現況届
- ・受給者の健康被保険者証のコピー(国民年金加入者の方は不要)
- ・児童と別居している受給者は、監護・生計同一申立書と児童の世帯全員の住民票(市内別居の場合には住民票は不要)

平成25年1月2日以降に転入された方は、平成25年度の児童手当所得証明書(受給者の配偶者が当該受給者の扶養親族となっていない場合など、生計を維持する程度の高い者の判定上、配偶者の所得状況の確認が必要な場合には、当該配偶者についても児童手

当所得証明書を提出していた
 だくこととなります。)

※その他の書類が必要となること
 があります。

■提出方法

同封する返信用封筒をご利用ください。

左記の窓口でも受け付けますが、混雑が予想されますので郵送提出にご協力ください。

- ◎児童福祉課(石橋庁舎1階)
- ◎市民課国分寺窓口(国分寺庁舎1階)
- ◎市民課南河内窓口(南河内図書館2階)
- 提出期限**
 6月28日(金)まで

